

財務省告示第三百四十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年十一月五日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

合	"	"	"	利付国債 ・（物価連債 十年）	国債の名
				第八回	記号
計	"	"	第十回	三百億円	総額
一千億円	三百億円	二百億円	二百億円	三百億円	額面金額の
	八十八円二十七銭	八十八円十七銭	八十八円二銭	八十八円三十七銭	たりの額面金額百円当 りの買入価格